

これからの民生委員児童委員活動 - 制度創設60周年を期しての活動強化方策 -

昭和52年3月

全国社会福祉協議会
全国民生委員児童委員協議会

思えば大正6年、岡山県に済世顧問制度が創設され、今日の民生委員制度の基を打ちたててから60年の歳月が経過した。その後、大正7年の大阪府方面委員制度の設立にひき続き、この制度は全国に広がり、わが国社会事業に確固とした地歩を確保するようになった。爾来、時代の変遷のなかで、幾多の困難に耐え、隣人愛に立脚し、民生の安定と福祉の向上にたゆみない努力を重ねてきた。戦後になるや、名称こそ民生委員に改称されたが、これまでの輝かしい伝統を受けつぐとともに、その時どきの社会福祉の諸課題に即して活動を続けてきた。

今われわれは、民生委員制度創設60周年を迎えるに当り、これまでの先輩諸兄の献身的な努力に改めて満腔の敬意を表するとともに、この伝統を引きつぎ、さらにその活動のいっそうの発展を誓うものである。

時はあたかも二十世紀の最後の四半世紀に突入し、日本の社会は、今まで経験したことのないほどのきびしい情勢を迎えている。10年余続いた経済の高度成長は、不況と物価上昇の嵐のなかで、ようやくその終焉を迎え、低成長への転換は必至なものとなっている。それに加えるに人口高齢化の進展はますますその速度をはやめ、近い将来に高齢社会を迎えることも明らかになっている。これらの諸情勢のなかで、われわれ民生委員がとりくむべき、社会福

祉の課題はますます拡大し、かつ、複雑化している。

われわれ16万民生委員は、このような情勢のなかで、よってたつ職務と使命の重大性を厳粛にうけとめ、世論に耳を傾け、さらにたゆまない研鑽を重ね、制度創設以来多くの先人によって引きつがれてきた人間愛にもとづく社会奉仕の精神（基調精神）とその基本的性格を再確認するとともに、一致協力、それぞれのもてる知識と知能をふりしぼり、率先実行、任務の遂行に全力を傾注することを期するものである。

われわれは、10周年前に社会変動に対応する民生委員活動の方向と指針を定め、全員が一丸となってその実践にあたり、着実に歩み続けてきたところであるが、その後の著しい客観情勢の変化と社会福祉事業の推移にそって、ここに60周年を期して、『民生委員児童委員活動強化方策』を改めて制定し、民生委員の性格・特質・機能を明確にし、その活動の刷新強化をはかることとした。この方策は、“信頼される民生委員、行動する民協”を標榜し、われわれ民生委員の活動の基準を明らかにするとともに、今後の社会福祉の動向に即し、活動のいっそうの発展をはかり、さらに新しい地域福祉活動の展開に資するものであり、もって国民の福祉向上の期待に応えるものである。

社会福祉の展望と民生委員活動

1 昭和50年代における社会福祉の展望

(1) 戦後30年余りが経過した。この間、わが国の社

会福祉は、憲法の示すところに基づき、国民の生存権保障のための一つの制度として再編され、その時どきの福祉課題に応じて、それなりの発展を

とげてきた。就中、昭和30年代後半からはじまった、わが国経済の高度成長は、一方においては新しい社会福祉の課題を生み出すと共に、他方では、社会福祉の一定の発展をはかることができた。

しかし、最近の社会福祉をめぐる情勢は大きく変化しつつあり、これからの社会福祉の発展を期するには、これまでの歩みを単に継承するだけでなく、時代の要請に応えた新しい対象も必要となってきた。

すなわち、わが国の経済は、昭和48年前後に始まった不況と物価上昇の同時進行という異常事態を迎え、それまでの高度成長路線の破綻が露になり、低成長への転換は必至とされるに至った。しかし、高度成長の基礎にあった産業化傾向は、今後とも引き続くことは確実であり、これによる社会福祉の諸問題も増加することはあっても、減少することは考えられない。たとえば生産および人口の都市への集積と集中にともなう「過密・過疎」問題や、公害・環境破壊等の環境問題に加え、地域連帯性の動揺と崩壊は、今後ともひき続きみられ、国民生活にさまざまな影響を与えるものと思われる。また核家族化の進行に関連して、家族扶養の能力や意識にも大きな変化がみられ、老人・障害者等の介助であるとか、保育に対する要求も強まってきている。わが国の人口高齢化はますます進み、高齢社会への移行はもはや現実的な問題となりつつあることも見逃すことはできない。これらは予測される社会福祉ニーズの多様化、高度化の一端を例示したものであるが、さらに重要なことは、これらの問題状況を背景にしながら、国民の福祉充実の要求は、これまで以上に高まっているという事実がある。

(2) これらの状況と課題に対応していくために、国、地方公共団体（行政）の努力は、今までにもまして強化されなければならないであろう。しかし同時に、これらの問題の発生を予防し、問題の解決をはかり、さらに福祉社会を建設していくには、行政努力のみならず、民間団体、ボランティアその他の国民の各層が、社会福祉に積極的に参加、協力していくことも欠かすことができないものとなっている。

このような認識のもとで、16万民生委員は、そ

のよって立つ立場を明確にし、国民の福祉要求に耳をかたむけ、地域の実情に応じて、当面する社会福祉の諸課題に献身することが必要である。

その場合とくに社会福祉の基本理念に即し、老人・障害者・児童・母子世帯その他の要援護者または世帯に対しては、その自立の向上をはかるために、必要な相談、援助を行なうとともに、とくに在宅福祉サービスの強化に努めなければならない。そしてこれとあわせて、社協とともに、地域住民の社会福祉への参加を促進せしめ、住民の社会連帯性の強化をはかりながら、自らの地域社会を福祉の町たらしめる活動が望まれている。

2 50周年記念事業以降10年間の総決算

昭和42年、民生委員は50周年を記念して「民生委員児童委員活動強化要綱」を発表し、10年間の活動目標とすすめ方を明らかにした。

しあわせを高める運動、心配ごと相談所、社会福祉モニター活動、出かせぎ者・勤労青少年と家庭をむすぶ運動、子どもを事故から守る運動および共同募金運動の6項目にわたる重点活動は、当時のわが国の社会経済情勢を反映して課題が設定され、自主的、具体的な地域福祉活動として現在も引続き展開されている。この間、情勢の変化に対応して、新たに「丈夫な子どもを育てる母親運動」、「孤独死老人ゼロ運動」が提唱され継続して実施されている。

これらの課題の選択と実施の方法は、それぞれ各地の民協（または民児協）にゆだねられたが、いずれも地域の実情にそって意欲的、かつ活発にとりあげられてきた。

今ここに60周年を期して活動のいっそうの展開をはかるにあたり、まずこれまでの10年間の活動の総括が必要である。

(1) 具体的活動の評価と問題点

しあわせを高める運動

民生委員1人1世帯更生運動からひきつがれたこの運動は、老人・障害者・母子世帯等に対する在宅福祉活動を一層伸長させたが、この間、社会経済情勢等の急激な変化によって、もはや、旧来のかたちでの全国統一運動としてすすめることが困難となり、各地域の任意で実施されるようになったが、しかし、世帯更生資金貸付事業を基調

とした低所得者（世帯）福祉活動を民生委員活動のなかに定着させた。今後は、さらに新しい観点にたつて、世帯更生資金を中心とした資金借受世帯、償還完了世帯等に対する相談援護活動を一段と強化する必要がある。

心配ごと相談所

住民のもつ福祉ニーズが多様化するなかで、心配ごと相談所の設置普及がすすめられ、また同時に、地域において行政相談、類似相談機関の設置を誘発した。今後、量的な拡大はもとより民生委員のはたらきと地域の特性を存分に活かした本相談所の機能を発揮して、一層独自の開かれた福祉相談の窓口としての役割をはたすよう改善工夫する必要がある。

社会福祉モニター活動

全国的視野から「居宅ねたきり老人実態調査」をはじめ、各種の調査活動をあいついで実施した結果、多くの福祉サービスをひきだすとともに、民生委員活動への意欲と自信をたかめた。以来、都道府県・指定都市単位において適宜ふさわしい課題をとりあげて実施して、かなりの成果をあげている。

今後は、一層効果的に行なうために課題の設定、実施方法等に改善工夫を加えるとともに、市区町村民協における日常的な調査活動として定着させる方向で努力する必要がある。

出かせぎ者・勤労青少年と家庭をむすぶ運動

この運動は、当時の経済高度成長の影響をうけて、その必要性がにわかにたかまり都市、農山漁村等の民協、社協組織を通じての、相互協働活動を期待したのであったが、結果的には東北と関東地方、九州と関西地方の一部の地区を除いては必ずしも十分ではなかった。

今後この運動を推進していくためには、各地域の実情に応じて当該地方の経済、商工労働団体等との連携による民協、社協の一体的な組織活動と強力な推進体制が不可欠であることを教えられた。

子どもを事故から守る運動

交通事故、家庭の内外における不慮の事故を根絶することをめざして民協と社協とが協力してとりくんだ結果、これが契機となって、事故防止のための家庭、学校、社会教育の振興、環境施設の

整備等がはかられ、各地でかなりの成果をあげることができた。

なお、この運動はさらに「丈夫な子どもを育てる母親運動」に包含され、ひきつづいて実施されているが、今後とも関係機関、団体と提携して推進されることが望まれる。

共同募金運動

国民たすけあい共同募金運動は、もはや国民生活の中にとけこんでいるが、とくに地域における募金奉仕者としての民生委員の役割は依然として大きい。

今後、地域福祉活動に占めるこの運動の意義のますますたかまるなかで、民協は、社協、共同募金会と連携していっそうのとりくみが期待される。

丈夫な子どもを育てる母親運動

「丈夫な子どもを育てる母親運動」は、昭和44年、滋賀県で開催した全国婦人民生委員研修会において提唱採択され、以後こんにちまで全国各地域において婦人委員の特性を發揮した活動としてとりくみがすすみ、児童福祉の向上に大きく貢献してきた。その内容も、ア母子保健、イ障害児の福祉、ウ事故防止、エ保育所づくりを柱とし、現在は、さらにオ母乳育児の推進、カ母子家庭の援護へと領域が広がっている。今後とも地域の課題に即応した児童委員活動として、活動分野を民協全体のとりくみに発展させることが求められている。

孤独死老人ゼロ運動

全社協・全民児協が実施した「孤独死老人の追跡調査」を基礎に、昭和48年この運動を呼びかけたところ非常に大きい反響があり社協・民協が中心となり、各地域で関係機関、団体の協働活動やボランティア活動が普及した。とくに、全国ほとんどの民協が在宅老人の実情把握、友愛訪問、相談活動などを通してこの課題へのとりくみが定着しつつある。しかし、その後、運動の集約や方針の提示が行なわれておらず、この点を改善、強化することが今後の課題となっている。

(2) 以上の諸活動をまとめていうならば、地域により、項目により、若干の差はあるものの、全体には、この50周年記念事業にもとづく活動は、多大

な成果と実績を遂げたものと評価することができる。なかでもこれらの重点活動をすすめる過程で、民生委員の活動の基本を体験習得したこと、関連福祉サービスの充実を促進したことなどをはじめ、民協の運営改善と民児協の強化、改選期における適格者の確保、研修の強化、活動経費の増額などの充実整備がはかられた。

一方、これらの活動の推進に際して、それぞれの段階における民協（または民児協）および社協の企画指導に負うところが大きかったが、しかし一部ではあるが、運動目標なり意義づけが、十分徹底されず、したがって、受動的、消極的であったこと、また、関係機関、団体との相互理解と提携がたりなかった。そのため、地域ごとの格差が少なくなかったことなどは、弱点として反省され、今後この面の克服が急がなければならない。

3 民生委員に対する期待

以上の諸活動を通して、民生委員が真剣に受けとめなければならないことは、民生委員に対する住民の期待が今までになく高まっているという事実である。とりわけ、要援護者（世帯）は日常生活を営むうえで、なんらかの事由で生活上の困難が生じた時に、アいつでも気軽に相談に応じて、悩みや訴えをきき入れたり、イ福祉施設を紹介、斡旋したり、ウ行政や実施機関などへのパイプ役をはたしたり、さらに工要援護者（世帯）のかかえる諸問題について、地域住民の理解を促進する者が身近にいることなど

を望んでいる。また住民参加によって地域福祉の増進をはかるために、民生委員が、ボランティア、住民の先頭にたつてはたらくことを期待している。

一方、社会福祉の行政、実施機関、施設、団体など地域にあつて、福祉サービス業務を行なっている立場からは、その制度、運営、機能が年々複雑多様化し、ともすれば効率が低下したり、各施策の対象からもれる人びとやニードをのがしがちになる現状にかんがみ、これを防ぎ、不備を補い、調整がはかられ、機能をたかめるうえからも民生委員活動への期待がよせられている。

4 民生委員の当面する課題

民生委員は、これら、内外からの大きな関心と期待を率直にうけとめ、自ら活動刷新、改善をはかり進むべき道を示すために、制度発足以来一貫して堅持してきた基調精神と基本的性格を再確認し、これまで10年間にわたってとりくんできた前述の諸活動をさらに発展させる。そのため改めて活動上の三原則と五機能などについて今日的立場から明確にするとともに、全国各地の民児協組織をあげて後述するような在宅者福祉のための個別援助活動の強化とネットワークの強化および福祉のまちづくり運動に重点的にとりくむ。また、この重点活動を成功させるために民児協の運営、組織、財政の改善、研修、事務体制などの強化をはじめ、行政、機関、団体との連携をいっそうつよめることも重要である。以下、これらの諸点について詳しく述べる。

民生委員の基本的性格とはたらき

国民の生活と福祉を確保するために、国や地方公共団体の公的責任原則をふまえ、さらに公私の役割分担のあり方に照らして、民生委員は、住民の立場から公の業務に協力するという、いわば「社会福祉行政に対する住民参加の制度化された一つの形態」としてとらえ、新しい意味での行政協力活動をつよめる。

また、民生委員制度の本来的かつ基本的性格の意味、解釈を再認識するとともに、各種相談員の配置、ボランティア活動の振興、社会福祉への住民参加などが年々すすみ、地域福祉活動の形態が著しくかわるなかで、民生委員活動の特性（原則）と機能（は

たらき）を明らかにし、そのうえにたつて関係方面との連携をつよめて社会福祉の増進をはかる。

1 民生委員の基本的性格

民生委員は、次の基本的性格をふまえて活動をすすめる。

（1）自主性

説明 自主とは、他からの規制や干渉をうけずに、自己の判断と発意で、独立してものごとに対処し、行動することである。

したがって、他から依頼をうけて動くの

ではなく、自らの内なる意志と意欲にもとづいて、地域の福祉問題にせまり、その説明と解決にあたるなど、自発的、主体的に公私の社会福祉活動へ参加する姿勢である。

(2) 奉仕性

説明 福祉問題の解決にあたって住民とともに生きる人間としての共感と連帯意識に支えられ、誠意をもって、しかも報酬を目的としないで福祉向上に力をつくす姿勢である。

(3) 地域性

説明 地域社会に足場をおいて、一定の地域を担当し、住民生活のあらゆる部面にわたって地域環境からくる制約やニーズを素直に受けとめ適切な対策を住民とともに整えていく活動姿勢である。

2 民生委員活動の三つの原則

民生委員は制度上、職務上の特性に立脚するとともに、これまでの活動の諸経験のうえにたって、次に主な三つの原則を確認し、これをふまえて地域における社会福祉活動の推進にあたる。

(1) 住民性の原則

説明 民生委員は、自らも地域住民の一員であるとの自覚と、つねに福祉に欠ける人びとの立場にたち、問題の内容とその背景をみきわめ、本人を中心とした問題解決をはかるとともに社会福祉に関する高い知識、技術の習得につとめながら、つねに社会奉仕者としての姿勢と態度にたってその時徴を発揮する。

(2) 継続性の原則

説明 民生委員には在任中は継続して職務を遂行する義務が果せられているとともに、住民のかかえる社会福祉問題の多くはその解決にかなりの時間と諸条件の整備が必要であり、継続的な対応が求められる。また、民生委員は常時問題発生に備え、随時これに対応する態勢を整えておく。

(3) 包括・総合性の原則

説明 民生委員は担当地区の住民がかかえるあらゆる福祉問題に対処し、その解決にあたることに特徴がある。また要援護者（世帯）に対して個別的または組織的に相談活動にとりくむ場合に、たえず当該世帯の生活実態と福祉ニーズを包括的にとらえ、総合的見地から適切に社会診断し、援助更生計画をたて、その実施にあたる。

3 民生委員活動の五つのはたらき

民生委員は住民の福祉ニーズの多様化にともない民生委員活動の範囲、分野も広範多岐におよんでいるが、これに対処する機能はおおむね次の5項目に要約できる。前記基本的性格と活動上の原則をふまえてその機能をいっそうつよめる。

(1) 社会調査のはたらき（地域における社会福祉のアンテナ的役割）

説明 民生委員の活動は、住民の生活実態と福祉ニーズの把握から開始される。今日、老人・障害者・母子・低所得者等はもとより、住民の多くの人びとは、いろいろな福祉問題をかかえ、悩み苦しむ、この早期解決を望んでおり、民生委員はつねにこれらのニーズと問題を調査活動をとおして的確に把握する。

(2) 相談のはたらき（地域における社会福祉の世話役的役割）

説明 悩みや心配ごとをもつ住民との信頼関係を保持し、相手の立場を理解して誠意をもって親身に相談助言をすすめる。個別相談にあたっては、ともに生きる隣人として、また対等の人間としてふれあいと話しあいのなかから解決の糸口を見出し、本人もしくは家族が自ら立ちあがる努力を援助する。また、非常に複雑で困難なケースや専門的な知識、他機関との連携を要する問題については、心配ごと相談所の積極的な活用をはかる。

(3) 福祉サービス、情報提供のはたらき（地域における社会福祉の告知板的役割）

説明 地域福祉活動のための公私福祉サービスは年々充実整備され、また関連する情報も多くなってきている。しかし、住民は必ずしもそれをよく知らないし、利用の方法も知らない場合が多い。

民生委員は、機会あるごとに住民各層に対してこれら関連する社会資源、サービス、情報の提供と周知につとめ、住民自らが必要に応じてすすんで活用し、生活の便益と問題の解決にあたるように仕向ける。

(4) 連絡通報のはたらき（地域における社会福祉のパイプ役的役割）

説明 民生委員が在宅者の個別的な相談援助活動を行なう場合、行政、関係機関とのパイプ役をつとめるとともに、福祉サービスや社

会資源の効果的な利用、施設との連絡、住民組織や機能別集団との連携など、つねに縦・横との関係、個人と家族、集団との関係が正しく保持されるようつとめる。さらにまた、住民のもつ福祉ニードや課題を地方自治体、福祉の実施機関、施設、専門家、団体などに、すみやかに連絡通報する。

(5) 意見具申のはたらき（地域における社会福祉の代弁者的役割）

説明 住民の福祉ニードとそれに対応する施策、サービスとの開きは少なくない現状にあり、住民の立場から社会保障、社会福祉の実施運用について実態と具体的資料にもとづく改善整備のための建設的な意見を民協としてまとめ、適宜所轄する自治体、実施機関に対して文書をもって提出し、その実現を促す。

60周年を期して展開する重点活動

50周年を期して全国的に展開してきた地域福祉のための重点活動をさらにおしすすめ、民生委員法にもとづく基本的職務を十分にはたすために、現代の情勢にそった新しい形態により、60周年を契機として、次の重点活動を強力に推進する。なおここに示す重点活動は、これからの民生委員活動を展開する形態の基準であるので、この方針に則ってそれぞれの地域の実情にふさわしい具体的方策を検討樹立し、その推進にあたる。

1 在宅者福祉のための個別援助活動とネットワークの強化（個別活動の展開）

(1) 全人格的な相談援助サービスの強化

要援護者（世帯）に対する個別的な相談援助活動は、よりよい人間関係による、全人格的接触のなかで、適切な社会診断と援助更生計画にもとづいて行われる。また、いかなる場合にも個人の秘密の保持は厳守されなければならない。

さらに相談援護サービスにあたっては心配ごと相談所、世帯更生資金等の社会資源の積極的な活用をはかる。

説明 要援護者（世帯）の生活実態と福祉ニ

ードの把握。

各民生委員は、担当区域内の老人、障害者、母子、低所得者（世帯）等について、もれなく個別的な基本カルテである福祉票を作成し当該世帯の健康、就労、教育、住宅、家庭生活、地域社会への適応等と各種福祉サービスの活用状況を把握する。

相談援助活動の強化と福祉サービスの提供、あっせん

要援護者（世帯）に対する個別的な相談援助は、親睦と柔軟なあいだがらのうちにも信頼関係を保ち、個人の秘密を絶対に守ることに留意するとともに、個別処遇技術の原則と手法を用い、最大の効果をあげるようにつとめる。また全生活的な観点からたえず問題を包括・総合的にとらえ、均衡がはかられた相談援助活動を効果的にすすめる。

当該世帯のもつ福祉ニードに適合した施策、サービスの提供、紹介、あっせん、活用をはかるとともに、それぞれが効果的にはたらくように配慮する。

要援護者（世帯）のニーズに即した援助の展開

民生委員が当該世帯へのとりくみにあたっては、次に示すようなそのケースがおかれている立場、状態にふさわしい方法をとりに行なう。

ア 要援護者（世帯）が予防的過程にある場合には、主として民生委員の社会経験、知識に基づき相談にあたり、生活の維持向上をはかる。

イ 要援護者（世帯）がすでに援護過程に入っている場合には、本人の自立意志を基調として、福祉票（世帯票）と援護更生計画に掲げられた福祉サービスの導入、あっせんをはかるとともに、日常生活における相談援助にあたる。

ウ 要援護者（世帯）が回復過程にある場合には、主として後保護活動（アフター・ケア）をつよめるとともに、地域の各種住民活動への参加を積極的に援助し、地域における日常生活の回復向上をはかる。

（２）要援護者（世帯）をめぐる福祉ネットワークづくりの推進

要援護者（世帯）に対する援護活動が、地域住民の連帯にもとづく暖かい思いやりと助けあいの実践によって支えられて推進されるように協力体制を整え福祉施策、サービスの網の目からもれたりあるいは関係者の間にゆきちがいがおきないようにする。なおネットワークづくりにあたっては要援護者（世帯）の人権と秘密の保持がはかられるような慎重な配慮を行なう。

説明 要援護者（世帯）の動態については、民協において把握、検討の結果、当該世帯と専門機関または専門職員との関係を軸として、関係機関、団体をはじめ、近隣住民、ボランティア、同じ問題をかかえた人びとの組織などによるネットワーク（援助の網）をつくり、必要に応じて適時、連絡通報、訪問、介助、相談、処置がとられる態勢を整える。

そのために、民生委員は、この“助けあいの網”の結び目、潤滑油的な役割をはた

す。

２ 福祉のまちづくり運動の促進（環境制度の改善整備）

（１）住民参加による福祉の町づくり運動への積極的参加

民協（または民児協）は、在宅要援護者（世帯）の自立と地域住民の理解協力を促進するため、社協が主体となってすすめる住民参加のまちづくり運動に積極的に参加し、次に示す具体的活動を強力に展開する。

説明 民生委員が、日常活動としてとりくんでいる個別的な在宅要援護者（世帯）の諸問題は、究極的には要援護者（世帯）自身が主体的に住民の一員として社会活動に参加するとともに、住民参加による福祉のまちづくり運動（協働活動）をとおして、周囲の人びとの理解と援助がすすむことによって、はじめて問題の解決がはかられる。

したがって、各民協（または民児協）は、それぞれの地域において、社協が行なうこの運動に積極的に参加し、運動の促進にあたるとともに、まだ、このとりくみの不十分な社協にあっては、その組織活動が強化されるよう促進にあたる。

民協（または民児協）は、福祉のまちづくり運動の基礎となる社会福祉モニター活動や社会福祉総点検運動をすすめる。

この結果は、社協のなかへ積極的にもちこみ、関係機関、団体と連絡提携し、相互の役割を明確にしつつ、行政施策の充実と住民参加による新しい福祉のまちが形成されることをめざして、協働活動の推進にあたる。

福祉のまちづくり運動を、地域の実情に応じ、段階的あるいは問題別に展開する。また、老人や障害者・母子世帯自身がこの運動の担い手として正しく受け入れられるよう、住民会議などを開催して交流をはかることを促進する。

民協（または民児協）は、社協とともに福祉のまちづくり指標を作成し、これをもとに公私福祉サービスの改善、福祉のネットワークづくりをすすめるとともに福祉のまちづくりのために提案、あるいは意見具申の活動を組織的に推

進する。

地域において住民各層に対する福祉教育をたかめる運動を促進する。

(2) 福祉のためのボランティア運動の促進

民協（または民児協）は、在宅の要援護者（世帯）福祉活動におけるボランティアの活動部分を明らかにするとともに、市区町村社協と提携してボランティアの開発を積極的にすすめ、そのグループと協働して地域福祉活動をすすめる。

説明 おたがいの生活や社会をよりよくするために、自分からすすんで労力や能力を提供するのがボランティア活動である。社会福祉活動上の公私役割分担をふまえ社会福祉の促進役として住民一人ひとりが社会奉仕活動を通じて、もてる能力を発揮できるように民協（または民児協）の立場から援助促進する。その具体的な実施方法は、それぞれ

の地域の実情にふさわしい方法で行なうが、おおむね次に示す内容で推進する。

民協（または民児協）は、在宅要援護者（世帯）の生活実態と福祉ニーズおよび相談援護活動に照して、ボランティア活動の必要な部面、領域を明らかにする。

民生委員は、ボランティア希望者を一人でも多く推せんし、市区町村社協ボランティアセンターに登録を促進する。

民協（または民児協）は、ボランティア・グループ活動との連携をつよめる。また社協などからの依頼をうけて、ボランティアを要援護者（世帯）への確に結びつける。

市区町村社協が、ボランティア・センターとして真にその機能を発揮できるように、社会奉仕活動センターの設置を促進し、またその運営に協力する。

民生委員活動の基盤強化

1 「民生委員の日」「民生委員児童委員活動強化週間」の制定実施

毎年5月12日（済世顧問制度創設日）を全国的に「民生委員の日」また同日より一週間を「民生委員児童委員活動強化週間」と定め、各民協（または民児協）ごとに、日常の地域における民生委員活動のすべての部面について、一斉に総点検するとともに、各委員の福祉票・活動記録の整備をはじめ地域にふさわしい行事などを通じて、制度存立の意義と基調精神、基本的性格と機能などを再確認し、士気の昂揚と地域福祉活動の推進をはかる。

2 民生委員・児童委員協議会組織の整備と活動強化

民生委員活動を刷新し、基盤の強化をはかるためには、民生委員法に定める民協と民生委員の自主団体である民児協が、それぞれ示された活動目標のもとに、主体的に統制のとれた活発な事業を行なう。また、たえずきびしい自己反省と評価をおこたらず企画指導、実践力の培養につとめる。さらに、会務の運営にあたっては、行政、社協との関係をいっそう緊密に保持する。

(1) 民協の運営改善強化

民生委員は、一人ひとりが民協の構成員であることを自覚し、民協の計画的、効果的な運営を全員参加によってすすめる。

また、民協総務に人を得、民主的指導のもとに組織活動を強化する。

説明 自主的な組織であるからには、計画、実施、評価の全過程に全員が参加するよう配慮する。活動しやすく、また効果をあげやすい人員規模によって民協をつくるのが望ましく、またその全員が何らかの役割を分担する。活動強化のために全員の任務分担と、福祉問題別の部会などを設けることも有効な方法である。

各民協は、年間計画にもとづく月間活動を定めて目標を明らかにし、定例民協への出席率を向上させる。

開催にあたっては、時間的配慮を考慮し、協議、研究、情報交換を中心にすすめ、行政機関などの連絡事項だけに終ることのないよう留意する。なお、毎回の記録、年間

の総括，評価の励行は，次年度の計画のためにも大切である。

民協の運営と育成は，民協総務にかかっている。その選任にあたっては，真に活動力と指導力をそなえた適任者を互選する。

(2) 市区町村民児協

市区町村民児協は，構成員たる民生委員一人ひとりの熱意，知恵，能力のすべてを民児協に結集し，一致協力して，もっとも基礎となる単位組織としての内容をたかめる。

説明 市区町村民児協は，社会福祉の第一線機関という性格と同時に，民生委員の自主組織でもある。民生委員法に規定する役割を完全履行するとともに，自主団体としての活動面を拡大強化して，地域福祉活動の真の推進母体にふさわしいはたらきをたかめる。

民児協運営要綱などの関係諸規程を整備し，すでに設定したところではその点検を行ない，自ら運営すべき組織であることを再確認する。

市区部においては法に定める民協は，市区民児協の単位組織として位置づけられて運営する形態をとるとともに，民児協は行政，社協とよりよい協力関係の保持につとめる。

(3) 都道府県・指定都市民児協

都道府県・指定都市民児協は，市区町村民児協の連合体としてのはたらきが十分発揮できるよう運営を改善強化する。

説明 都道府県・指定都市民児協は，管内市区町村民児協の連絡調整，指導的役割と，都道府県・指定都市段階における事業の企画，推進の役割の両面をもちあわせている。年間を通じて計画的，自主的に運営され，市区町村民児協の連絡調整と水準向上のために，必要な機構と財政の確立をはかり，とくに都道府県・指定都市および同社協との緊密な提携のもとに事業の実施と会務運営にあたる。

(4) 全国民児協

全国民児協は，都道府県・指定都市民児協の連合体としてのはたらきが十分発揮できるよう運営を改善強化する。

説明 全国民児協は，都道府県・指定都市民児協の連絡調整，指導団体としての役割をはたすとともに，全国的視野にたつ社会福祉活動の企画推進にあたり，厚生省，全社協との連携をつよめて，自主的に事業と会務を実施する。

3 共同活動の積極的展開

民生委員は，委員の個人的活動にとどまることなく，民児協を足場にした共同活動を積極的に展開する。

説明 民児協における福祉課題へのとりくみにあたっては，その性格やすみ具合などからいろいろな方法手段が講ぜられるが，つねに行政，関係機関や団体などとの共同活動が維持されるようつとめる。

地域福祉活動を推進するにあたって，地域の事情を考慮し，ア計画化の段階でなお一層共同して研究を行なうもの，イ民児協独自で行なうもの，ウ民児協が中心となって他の協力を得て行なうもの，エ社協にもちこみ，幅広い運動のなかで民児協として協力するもの，オさらに行政にとりあげてもらって進めるものなど，活動の内容と状況によって，それぞれ区分して効果的にすすめる。

4 研修の強化

民生委員の研修は，従前にもまして，もっとも力を入れて実施する。対象に応じて繰り返し基礎的，応用的教科研修を重ね，たゆまない研鑽につとめる。

説明 民生委員の研修は，活動事例を中心とした委員相互の研究討議に力点を置いて積極的に実施する。

また，問題，課題別研修や，在任年数別，役職別などの対象者別研修方法のほか，実地視察，交換民児協など各種の企画を計画実施する。なお，研修の実施主体のいず

れかを問わず、一貫した体系によって行なわれるよう配慮する。

5 財政と事務局体制の確立

民生委員活動に伴う費用、経費の十分な確保をはかるとともに、民児協組織の運営拠点である事務局体制を強化する。

説明 民児協組織の運営に要する基本経費は、原則として会員の拠出金により賄うことと

し、これの増強につとめるとともに、活動費、実費弁償費、民協運営費などについて、これまで以上に公費助成による充実確保を推進する。

会務運営は、事務局体制の整備状況に大きな影響を受ける。構成員の自主性、主体性が存分に発揮され、活気にあふれる事業が展開できる機構、陣容、予算の充実確保をはかる。

むすびに

以上、制度創設60周年を期して、民生委員活動の充実強化と制度の飛躍的發展をはかる方策の概要を記したが、これが所期の目的を達成するためには、まず、全国16万民生委員の一人ひとりに、この強化方策の趣旨、活動内容、実施方法などについて周知徹底をはかり、民児協ごとにこれをめぐって十分な意見交換を行ない、委員相互の理解と意志統一にたって、それぞれの地域にふさわしい実施計画をたて、これの強力な推進にあたる必要がある。

なお、必要な事項については、別途、準則・実施要領などを策定して、浸透をはかる方途を講ずる。さらに、広く公私関係方面に対して、この強化方策の意図、実施方法などが正しく理解され、積極的な援助、協力がえられるよう働きかける。

民生委員児童委員活動強化委員会委員 委員長

三浦 文夫（社会保障研究所研究第三部長）

起草小委員会委員長

阿部 志郎（横須賀キリスト教社会館長）

柴 義康（厚生省社会局庶務課長）

下村 健（厚生省児童家庭局企画課長）

山下 静平（東京都民生局主幹）

鈴木 清隆（神奈川県民生部次長）

重田 信一（大正大学教授）

山本 徳治（京都府社協事務局長）

山口 建蔵（北九州市社協事務局長）

見坊 和雄（全社協事務局長）

小林 久男（全民児協副会長）

島田 正規（全民児協常任協議員）

峰 重信（全民児協常任協議員）

（印は、「起草小委員会委員」を兼ねる。）

同 委員会幹事

長田 玖郎（東京都民生局副主幹）

神田 均（静岡県民生部社会課社会係長）

渡辺 武男（淑徳大学講師）

渡部 剛士（山形県社協地域組織部長）

飯野 音一（埼玉県社協業務部長）

山口 建蔵（北九州市社協事務局長）

渡辺 博（全社協民生部長）

（以上、順不同、敬称略）